第G節　遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承（注）

注　この節の規定は、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承についての締約国の立場（ＷＩＰＯの知的財産並びに遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承に関する政府間委員会等の場を通じた二国間又は多数国間の交渉におけるものを含む。）に影響を及ぼすものではない。

第十一・五十三条　遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承

1　各締約国は、自国の国際的な義務に従うことを条件として、遺伝資源、伝統的な知識及び民間伝承を保護する適当な措置（注）を定めることができる。

注　締約国は、「適当な措置」が、各締約国の決定する事項であり、及び当該各締約国の知的財産制度に必ずしも関係しないことがあることを了解する。

2　締約国は、自国の特許制度の一部として遺伝資源の出所又は起源に関する開示の要件（注）がある場合には、当該要件に関する法令及び手続を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような方法により、実行可能なときはインターネット等において、利用可能なものとするよう努める。

注　締約国は、一部の締約国が、該当する場合には、自国の特許制度において、情報に基づく事前の同意の証拠並びに遺伝資源及び関連する伝統的な知識についての取得の機会及び利益の配分の証拠も要求しているという事実を認識する。

3　各締約国は、質の高い特許の審査を実施するよう努める。当該審査には、次のことを含めることができる。

(a)　先行技術を決定するに当たり、関連する公に利用可能な記録された情報であって、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関するものを考慮に入れることができること。

(b)　特許を付与することができるかどうかに関係し得る先行技術の開示（遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する先行技術の開示を含む。）を第三者が権限のある審査当局に対して書面により引用するための機会を与えること。

(c)　適当な場合には、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する情報を含むデータベース又はデジタルライブラリーを利用すること。

第H節　不正競争

第十一・五十四条　不正競争からの効果的な保護

各締約国は、パリ条約（注）に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

注　締約国は、パリ条約第十条の二の規定が、関連する場合には、商品及びサービスの提供に関する不正競争行為を対象とすることを了解する。

第十一・五十五条　ドメイン名

各締約国は、自国の国別コード・トップレベル・ドメインのドメイン名を管理するための制度に関し、自国の法令並びに適用がある場合にはプライバシー及び個人の情報の保護についての関連する管理者の政策に従い、次の手続及び救済措置を利用可能なものとする。

(a)　紛争解決のための適当な手続であって、ドメイン名及びＩＰアドレスの割当てに関するインターネット法人が承認したドメイン名統一紛争処理方針に定める原則に基づいて若しくは当該原則と同様の指針に従って定めるもの又は次の全ての要件を満たすもの

(i)　迅速に、かつ、合理的な費用で紛争を解決することができるものであること。

(ii)　公正かつ衡平なものであること。

(iii)　過度の負担とならないこと。

(iv)　司法手続を利用することを妨げないこと。

(b)　少なくともある者が商標と同一の又は混同を生じさせるほどに類似したドメイン名を利益を得る不誠実な意図をもって登録し、又は保有する場合には、適当な救済措置（注）

注　締約国は、この(b)に規定する救済措置には、特に、抹消、取消し、移転、損害賠償又は差止めによる救済を含めることができるが、これらのものを含めることを要しないことを了解する。

第十一・五十六条　開示されていない情報の保護

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、開示されていない情報の保護を定める。

2　1の規定を適用するほか、締約国は、第十一・一条（目的）2に定める目的に関連して開示されていない情報を保護することの重要性を認識する。

第I節　国名

第十一・五十七条　国名

各締約国は、利害関係を有する者に対し、商品の原産地について消費者を誤認させるような態様で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を提供する。

第J節　知的財産権の行使

第一款　一般的義務

第十一・五十八条　一般的義務

1　各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の侵害行為に対して効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び更なる侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、この節に規定する権利行使の手続が自国の法令に基づいて利用可能であることを確保する。当該手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、当該手続の濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。

2　知的財産権の行使に関する手続は、公正かつ衡平なものとする。当該手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され、又は不当な遅延を伴うものであってはならない。

3　各締約国は、この節の規定を実施するに当たり、知的財産権の侵害の重大さと適用される救済措置及び罰則との間の均衡の必要性並びに適当な場合には第三者の利益を考慮する。

4　締約国は、この節の規定が、一般的な法の執行のための司法制度とは別の知的財産権の行使のための司法制度を設ける義務を生じさせるものではなく、また、一般的に法を執行する各締約国の権能に影響を及ぼすものでもないことを了解する。この節のいかなる規定も、知的財産権の行使と一般的な法の執行との間の資源の配分に関して義務を生じさせるものではない。

5　各締約国は、著作者の著作権に係る民事上の手続において、反証のない限り、著作物の著作者として通常の方法でその氏名又は名称が明示されている者が当該著作物の著作者であると推定すること（注）を定める。第一文に定める義務は、締約国の法令において該当する場合には、刑事上及び行政上の手続について適用する。

注　締約国は、法令に定める宣言等の宣誓を伴う陳述又は証拠としての価値を有する文書に基づき、この5の規定を実施することができる。締約国は、また、この5に規定する推定が反証によって反論することのできる推定であることを定めることができる。

第二款　民事上の救済（注）

注　締約国は、地理的表示の権利行使に関する民事上の司法手続を定める義務であってこの款の規定に基づくものを貿易関連知的所有権協定第二十三条1の注の規定に従って履行することができる。

第十一・五十九条　公正かつ衡平な手続

1　各締約国は、この章の規定の対象となる知的財産権の行使に関する民事上の司法手続を権利者（注）に利用可能なものとする。被申立人は、十分に詳細な内容（主張の根拠を含む。）を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当該司法手続の全ての当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、当該司法手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。当該司法手続の全ての当事者は、その主張を裏付け、及び全ての関連する証拠を提出することについての正当な権利を有する。当該司法手続においては、各締約国の憲法上の要請に反しない限り、秘密の情報を特定し、かつ、保護するための手段を提供する。

注　この条の規定の適用上、「権利者」には、連合及び団体であって、その権利を主張する法的な地位を有するものを含む。

2　各締約国は、知的財産権に関する民事上の紛争を解決するために代替的な紛争解決のための手続を利用することを認めることができる。

第十一・六十条　損害賠償

1　各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、侵害行為を行っていることを知っていた又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被った損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。（注）

注　締約国は、また、商標が使用されなかったことが認定された場合には、権利者がこの1及び3に定める救済措置に係る権利を有しないことがあることを定めることができる。締約国は、この1及び3に定める救済措置を併せて命ずることができることを定める義務を負わない。